

平成十二年総理府・建設省令第九号

国土交通省所管補助金等交付規則

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十二条及び第十四条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第三条、第十三条及び第十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国土交通省所管補助金等交付規則を次のように定める。

（通則）

第一条 国土交通省の所管に係る補助金等（道路、河川、住宅その他の社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するもの（社会資本整備総合交付金を除く。）を除く。）に限る。以下同じ。）の交付に關しては、他の法令に特別の定めのあるものを除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」又は「間接補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等又は間接補助金等をいう。

（補助金等の交付の申請書の提出時期）

第三条 法第五条の申請書を提出する時期は、毎会計年度定めるものとし、これを公示する場合を除き、補助金等の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

（補助金等の交付の申請書の記載事項等）

第四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項第一号から第四号まで及び第二項第一号から第五号までに掲げる事項以外の事項で法第五条の申請書及びその添付書類に記載すべき事項は、補助金等の種類に応じて別に定める。

2 令第三条第二項各号に掲げる事項のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、同項の書類に記載することを要しない。

（補助金等の交付の条件）

第五条 国土交通大臣は、補助金等の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業等に必要な経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、国土交通大臣の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等の内容の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、国土交通大臣の承認を受けるべきこと。

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、国土交通大臣の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

2 国土交通大臣は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の決定をする場合において、補助事業等の目的及び内容に応じ必要があると認められるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に必要な経費の使用方法に関する事項

二 補助事業等が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、国土交通大臣の承認を経て当該事業等の完了後これと同種の他の補助事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価額に当該補助事業等に係る国の補助率又は負担率を乗じて得た金額を返還すべきこと。

三 地方公共団体である補助事業者等は、補助金等について、当該地方公共団体の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておくべきこと。

四 補助事業者等は、補助事業等に係る間接補助金等の交付を決定する場合においては、国土交通大臣が補助金等の交付の決定に付した条件を履行するために必要な条件を付すべきこと。

五 その他必要な事項

（経費の配分等の軽微な変更）

第六条 法第七条第一項第一号又は第三号の軽微な変更は、別に定めるもののほか、別表第一に掲げるものとする。

第七條及び第八條 削除

（実績報告の手續）

第九条 法第十四条の前段の規定による報告は、補助事業等の完了の日（補助事業等の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して一箇月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い日まで、完了実績報告書に、補助金等精算調書、補助金等受入調書、残存物件調書その他参考となるべき資料を添え、これを国土交通大臣に提出してするものとする。ただし、国土交通大臣が、この期日によることが困難な特別の事由があると認めたときは、報告の期日を補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の六月末日まで繰り下げることがある。

2 法第十四条後段の規定による報告は、補助金等の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の四月三十日まで、年度終了実績報告書に補助金等受入調書を添え、これを国土交通大臣に提出してするものとする。

3 国土交通大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、第一項及び前項に規定する報告の期日を別に定めることができる。

4 第一項の完了実績報告書及び第二項の年度終了実績報告書の様式は、補助金等の種類に応じて別に定める。

（処分の制限を受ける財産）

第十条 令第十三条第一号から第三号までに掲げる財産以外の機械、重要な器具その他の財産で、法第二十二条の規定によりその処分について国土交通大臣の承認を要するものは、別に定めるもののほか、別表第二に掲げるものとする。

(処分の制限を受ける期間)
第十一条 令第十四条第一項第二号に規定する期間は、別に定めるもののほか、別表第三に掲げるものとする。

(証票の様式)

第十二条 法第二十六条第一項又は第二項の規定により国土交通大臣が法第二十三条第一項に規定する事務を他の機関に委任した場合における同条第二項の証票は、別記様式によるものとする。

(手続の細目)

第十三条 この省令に定めるもののほか、国土交通省所管の補助金等に係る予算の適正な執行に関し必要な事項及び手続の細目については、補助金等の種類に応じ別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(建設省所管補助金等交付規則の廃止)

2 建設省所管補助金等交付規則（昭和三十三年建設省令第十六号）は、廃止する。

附 則（平成一四年六月二二日国土交通省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十三年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成一四年八月一三日国土交通省令第九四号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十四年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成一五年四月一八日国土交通省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年四月二二日国土交通省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年度の予算に係る補助金等及び貸付金から適用する。

附 則（平成一七年四月二二日国土交通省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成一七年四月二二日国土交通省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成一八年四月五日国土交通省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成一九年八月六日国土交通省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成二二年四月一日国土交通省令第一七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の港湾関係補助金等交付規則及び国土交通省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十二年度以降の年度の予算に係る補助金等について適用し、平成二十一年度以前の年度の予算に係る補助金等（平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年四月二五日国土交通省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年四月二〇日国土交通省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月二四日国土交通省令第四六号）

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の規定は、令和二年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和二年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

附 則（令和二年一二月二八日国土交通省令第一〇一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年三月三十一日国土交通省令第三一号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の規定は、令和四年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用し、令和三年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和四年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和四年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

別表第一（第六条関係）

補助金等	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
都市構造再編集中支援費目間の経費の流用で交付決定単位都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の内容の著しい変更を伴うもの以外の事業費補助（市町村及ごとの交付決定額に変更を生じない変更で補助金の額に変更を生じないもの）	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
河川メンテナンス事業費目間の経費の流用で交付決定単位もの	河川メンテナンス事業計画（河川メンテナンス事業費補助の交付を受けて河川の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの	河川メンテナンス事業計画（河川メンテナンス事業費補助の交付を受けて河川の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
ダムメンテナンス事業費目間の経費の流用で交付決定単位もの	ダムメンテナンス事業計画（ダムメンテナンス事業費補助の交付を受けてダムの老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの	ダムメンテナンス事業計画（ダムメンテナンス事業費補助の交付を受けてダムの老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
砂防メンテナンス事業費目間の経費の流用で交付決定単位もの	砂防メンテナンス事業計画（砂防メンテナンス事業費補助の交付を受けて砂防関係施設の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの	砂防メンテナンス事業計画（砂防メンテナンス事業費補助の交付を受けて砂防関係施設の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
メンテナンス事業費補助（海岸のうち、港湾、漁港区域、農地保全以外のもの）の交付を受けて海岸の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）	海岸メンテナンス事業計画（メンテナンス事業費補助（海岸のうち、港湾、漁港区域、農地保全以外のもの）の交付を受けて海岸の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの	海岸メンテナンス事業計画（メンテナンス事業費補助（海岸のうち、港湾、漁港区域、農地保全以外のもの）の交付を受けて海岸の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
道路メンテナンス事業費目間の経費の流用で交付決定単位もの	道路メンテナンス事業実施計画（道路メンテナンス事業補助の交付を受けて道路の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの	道路メンテナンス事業実施計画（道路メンテナンス事業補助の交付を受けて道路の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
交通安全対策補助費目間の経費の流用で交付決定単位もの	次に掲げるもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの 一 交通安全施設等に係る整備計画（交通安全対策補助（地区内連携）の交付を受けて特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する道路における交通事故の防止を図るため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの 二 通学路緊急対策推進計画（交通安全対策補助（通学路緊急対策）の交付を受けて通学路の交通安全対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの	次に掲げるもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの 一 交通安全施設等に係る整備計画（交通安全対策補助（地区内連携）の交付を受けて特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する道路における交通事故の防止を図るため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの 二 通学路緊急対策推進計画（交通安全対策補助（通学路緊急対策）の交付を受けて通学路の交通安全対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの
無電柱化推進計画事業費目間の経費の流用で交付決定単位もの	無電柱化事業計画（無電柱化推進計画事業補助の交付を受けて無電柱化を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの	無電柱化事業計画（無電柱化推進計画事業補助の交付を受けて無電柱化を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
社会資本整備総合交付金	社会資本整備総合交付金（社会資本整備総合交付金の交付を受けて社会資本の整備その他の取組を行うため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で交付金の額に変更を生じないもの	社会資本整備総合交付金（社会資本整備総合交付金の交付を受けて社会資本の整備その他の取組を行うため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で交付金の額に変更を生じないもの
特定砂防工事交付金	次に掲げるもの以外の変更で交付金の額に変更を生じないもの 一 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十九条第一項第一号の特定砂防工事交付金等の交付に関する省令（平成二十二年国土交通省令第十六号。以下この表において「省令」という。）第一条第一項第一号に規定する特定砂防工事に係る全体計画（同号に規定する書類をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの	次に掲げるもの以外の変更で交付金の額に変更を生じないもの 一 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十九条第一項第一号の特定砂防工事交付金等の交付に関する省令（平成二十二年国土交通省令第十六号。以下この表において「省令」という。）第一条第一項第一号に規定する特定砂防工事に係る全体計画（同号に規定する書類をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの
特定河川改良工事交付金	省令第一条第二項第一号に規定する特定道路事業に係る全体計画（同号に規定する書類をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの 三 省令第一条第三項第一号に規定する特定河川改良工事に係る全体計画（同号に規定する書類をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの	省令第一条第二項第一号に規定する特定道路事業に係る全体計画（同号に規定する書類をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの 三 省令第一条第三項第一号に規定する特定河川改良工事に係る全体計画（同号に規定する書類をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの

揚水施設	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	主として金属製のもの その他のもの
除砂施設		
沈澱施設		
水処理施設		
汚泥処理施設		
管路施設		
桟		
取り付け管		
マンホール		
駆体		
蓋	铸铁（車道部） 铸铁（その他） 鉄筋コンクリート	
調整池・滞水池 機械及び装置	沈砂池設備 スクリーンかす設備 沈砂設備 ゲート設備 ポンプ設備 汚水ポンプ設備 雨水ポンプ設備 調整池・滞水池設備 水処理設備 最初沈澱池設備 反応タンク設備 最終沈澱池設備 消毒設備 用水設備 高度処理設備 汚泥処理設備 汚泥輸送・前処理設備 汚泥濃縮設備 汚泥消化タンク設備 汚泥洗浄タンク設備 汚泥貯留設備 調質設備 熱処理設備 汚泥脱水設備 汚泥乾燥設備 汚泥焼却・熔融設備 建設資材利用設備 コンポスト設備 付帯設備 煙突	

十五	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	二十	十五	七	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

教養施設		便益施設	
建物	野外劇場、野外音楽堂その他これらに類するもの	建築物 スタンド	建物 便所
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロック造		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロック造
	金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）		金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）
	金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）		金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）
	金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）		金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）
	木造又は合成樹脂 木骨モルタル造		木造又は合成樹脂 木骨モルタル造
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロック造		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロック造
	金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）		金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）
	金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）		金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）
	金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）		金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）
	木造又は合成樹脂 木骨モルタル造		木造又は合成樹脂 木骨モルタル造
	電気設備（照明設備を含む。）		電気設備（照明設備を含む。）
	蓄電池電源設備		蓄電池電源設備
	その他のもの		その他のもの
	給排水又は衛生設備及びガス設備		給排水又は衛生設備及びガス設備
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備		冷房、暖房、通風又はボイラー設備
	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）		冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）
	その他のもの		その他のもの
	エレベーター		エレベーター
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備
	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		エヤーカーテン又はドア自動開閉設備
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの
	主として金属製のもの		主として金属製のもの
	その他のもの		その他のもの
	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの		主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの
	主として鉄骨造のもの		主として鉄骨造のもの
	主として木造のもの		主として木造のもの
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロック造		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロック造
	金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）		金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）
	金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）		金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）
	金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）		金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）
	木造又は合成樹脂 木骨モルタル造		木造又は合成樹脂 木骨モルタル造
	電気設備（照明設備を含む。）		電気設備（照明設備を含む。）
	蓄電池電源設備		蓄電池電源設備
	その他のもの		その他のもの

管理施設	建物 管理事務所その他これらに類するもの	給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの エレベーター 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 エヤーカーテン又はドア自動開閉設備 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	十五 十三 十五 十七 八 十二 十八 十八 十
建物 建物 管理事務所その他これらに類するもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロック造 金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） 金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 木造又は合成樹脂 木骨モルタル造 電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの 給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの エレベーター 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 エヤーカーテン又はドア自動開閉設備 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの 送配管 送配管 鋼鉄製 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロック造 金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	二十二 二十四 二十二 六 十五 十五 十三 十五 十七 八 十二 十八 十八 十 三十 十五 三十 五十 四十二 十五 三十 二十 五十 四十一 三十八 三十	
建物 建物 管理事務所その他これらに類するもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロック造 金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） 金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 金属造（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 木造又は合成樹脂 木骨モルタル造 電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの 給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの エレベーター 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 エヤーカーテン又はドア自動開閉設備 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの 送配管 送配管 鋼鉄製 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロック造 金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	二十二 二十四 二十二 六 十五 十五 十三 十五 十七 八 十二 十八 十八 十 三十 十五 三十 五十 四十二 十五 三十 二十 五十 四十一 三十八 三十	
展望台	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 れんが造、石造又はブロック造 金属造（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	三十八 四十一 五十 二十 三十 十五 四十二 四十 三十 二十

河川総合開発事業費補助 治水ダム等建設事業費補助	建物	放送施設及び情報通信施設	鑄鉄製のもの 鋼鉄製のもの 鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線 通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの 地中電線路 その他の線路設備 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 コンクリート造又はコンクリートブロック造 石造 配電用のもの 配電線 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 引込線	二十五 十五 三十 四十 四十 十 十 十 十 十三 二十七 二十一 五十 三十 五十 五十 四十 五十 四十 三十 二十
		係留施設		
		発電施設		
		管理事務所	鉄筋コンクリート造（一―二階建） 木造モルタル（一―二階建）	六十五 二十四
		倉庫	木造	十六
		車庫	木造	十六
		予備電源室	木造	十六
		機械室	木造	十六
		無線室上家	コンクリートブロック 木造	四十 十六
		観測施設上家	コンクリートブロック 木造	四十 十六
		宿舍	鉄筋コンクリート コンクリートブロック 木造モルタル 木造	六十 四十五 二十二 二十四
		合宿	木造モルタル 木造	二十二 二十四
		附属設備		
		給水施設		
		排水施設		
		無線塔	鉄製	十五
		無線器	固定	十五
		電話設備	移動	十
		符号変換器		十

(裏)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和30年法律第179号) 抜粋

(立入検査等)

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事務の委任)

第26条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関又は都道府県の機関に委任することができる。